

GM8870 1

秘密指定解除
公文書監理室

12
14

秘
無期限

※総第 74143 号 001 公館宛 GM8870-02

平成 16 年 7 月 6 日 11 時 56 分 秒 受付

電 信 案

大至急

電信課長

大 臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管 アジア局長
審 議 官
参 事 官
北東アジア課長
地域調整官
首席事務官

※発着係 1 2
起 案
平成 16 年 7 月 9 日
起案者 番 証 番号
番 証 番号 2416

協議先

FAX

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(ハ〇テ)

在 韓 国	大使 総領事 へて	外務大臣 発
件 名 在韓被爆者支援		
主管・文書記号 了 化	※電番 第 168 号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使 ・ 総 領 事 へ て	大至急 至急 普通 (優先処理)
07414334 大至急 KANKOKU		

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第2799号及び第2801号に関し、

在韓被爆者支援については、我が方としても従来より誠意を持って対応してきたところであるが、冒頭貴電の韓国側提示に関し、先方に対し以下の通り回答方説明の上、早期にセットありたく、結果折り返し回電ありたい。

1. 口上書の記述

- (1) 今回先方より提示の口上書案には「… agreed by the two governments during …」との表現があるが、盧泰愚大統領訪日の際に表明された「総額40億円程度の支援」は、在韓被爆者に対する日本政府による一方的意図表明であって、両国間の「合意」という性格のものではなく、右表現は我が方として受け入れられない。
- (2) 残りの23億円を来年度韓国側に支払うことを要求する旨の記述については、口頭でかかる要望を伝えるのであればともかく、概算要求以前の現段階で来年度の予算に関し、かかる事項を口上書という国家間の外交文書に記述することは、財政当局との関係においても問題があり、受け入れることが出来ない。もっとも、外務省としては来年度23億円を要求すべく努力は行う。
- (3) 口上書の早期交換については原則として異存はないが、在韓日本大使と韓赤総裁との間の書簡（含むガイドライン）との関係でいえば、両者は密接不可分のもので、同時並行的に取り交わされるべき性格のものと考えている。従って、韓国側のいう後者を切り離して口上書のみを取り交わしても本件予算を韓国側に拠出することは出来ない。韓国側の提案は余り効果的ではないと思料される。

2. ガイドライン5. の報告義務

報告義務にかかる記述は、昨年度までの4200万円拠出の際のガイドラインの記述振りと全く同様のものであり、右記述で何ら問題ないものとする。なお、本件口上書及び書簡の交換は、平成3年度17億円に関するものであり、トータル40億円を念頭において取り交わす文書ではない。従って、本件17億円の拠出については、韓国側の使用計画に基づき右使用が完了するまでの間、右予算の執行状況につき報告されるべきもの。因に、本件17億円は、平成3年度分の治療費・健康診断費に加え、その大半が健康福祉センター建設費に充てられるものであり、韓国側の当初の計画通りであれば向こう1～2年間で執行を完了しうるものと理解している。

(了)